

○経済産業省告示第百六十一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十日

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一〇二の五 〔略〕	一〇二の五 〔略〕
二の六 輸出等に係る禁止措置の対象となるロシ	〔新設〕

ア及びベラルーシ以外の国の団体として外務大臣が定める者（ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、に講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体を指定する件（令和五年外務省告示第四百四十七号）で定めるものをいう。）に対し行う次に掲げる取引（公知の技術を提供する取引を除く。）

イ 令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を提供する取引（国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのないものに限る。）

）

ロ 別表第一に掲げる技術（令別表の一から一

五までの項の中欄に掲げる技術を除く。）を

提供する取引

二の七 「略」

備考 第二号の七及び第四号における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) (5) 「略」

別表第一（第二号の二、第二号の四、第二号の六
関係）

一〇五十二 「略」

別表第二（第二号の二、第二号の四関係）

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、
ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、

二の六 「略」

備考 第二号の六及び第四号における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) (5) 「略」

別表第一（第二号の二、第二号の四関係）

一〇五十二 「略」

別表第二（第二号の二、第二号の四関係）

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロ
アチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エス

チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

トニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、アメリカ合衆国

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、令和五年十二月二十七日から施行する。ただし、第二号の六の規定は、ウクライナをめぐる

国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体を指定する件（令和五年外務省告示第四百四十七号）により指定された日から起算して七日を経過した日又は令和五年十二月二十七日のいずれか遅い日から施行する。